

初任者のための研修

初任者は、教育公務員特例法において、採用の日から1年間、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得るため、学級や教科・科目を担当しながら実践的研修（初任者研修）を行うこととされています。

県教育委員会では、教科等指導や学級経営、生徒指導、人権教育等、様々な内容の研修をグループワークなど主体的に学ぶことができる方法を交えながら実施し、教員の資質・能力の向上を支援しています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、内容に応じて、オンライン研修と教育研究所に集合しての研修に分けて、実施しました。

令和3年度の受講者からは、「初任者研修では、授業の仕方や子どもとの関わり、教師としての心構えなど、たくさん具体例を使って教えていただき分かりやすかったです。そのため自分の学校や担任している学級のことと照らし合わせて考えることができました。」「本当に多様な価値観に触れることができ、知らなかったことも含めて多くの発見がありました。自分にできることからコツコツと丁寧に進めていきたいと思います。」「教科の研修において授業の工夫を自分の授業に取り入れることができそうです。また、積極的にICTを活用した授業をしている先生を見て、失敗しても挑戦を繰り返すことで、授業は良くなっていくと感じました。」「授業研究では、自分には考えつかないような授業内容や、丁寧な子どもの実態把握など指導案を読んでいるだけでも勉強になりましたが、その後の検討会で色々なアイデアがさらに出て来てより良い授業づくりができました。」などの感想を聞くことができました。



講義の様子(高等学校)



グループワークの様子(特別支援学校)



グループ発表の様子(中学校)



生活科の指導(小学校)